**JDサマーセミナー2021　アピール**

　7月26日がやって来ます。「障害者は不幸をつくることしかできない」と重い障害を理由に19人のいのちが奪われた津久井やまゆり園事件（2016年）。裁判は終わり、刑は確定しても、なにも解明されていません。私たちは、この事件を引き起こした背景にある優生思想と障害者差別を問い続けています。

　事件から5年。障害分野をはじめ、「生産性」や「経済効率」があらゆる領域に広がり、「自助」や「自己責任」が強調されています。コロナ禍では、社会のひずみやしわ寄せが、社会的に弱い立場にある障害者や高齢者、女性、子ども、貧困に苦しむ人びとなどに押し寄せています。障害を理由にした病院、医療からの排除やトリアージは断じてあってはなりません。

優生思想は過去のものではありません。

公共交通の公共性をないがしろにし、移動の自由を侵害されている人がいます。薬害被害者は少数だからといって切りすてられていいのでしょうか。精神科病院への長期入院や隔離拘束の問題は好転していません。障害のある子の排除につながる「出生前診断」もより安易な方向に導かれています。65歳問題で千葉地裁は「公費より保険」「自助努力」を当然として判決を下しました。

優生保護法被害者裁判では、全国8地裁で25人の原告が立ち上がりました。裁判は、優生思想が支配してきた過去の歴史を見つめ、総括し、現在もなお優生思想が支配する社会を変えていく運動です。｢子どもが腐っている」｢懲らしめてやる」などおぞましい理由で、心身を傷つけられ、子どもをもつ権利が奪われました。国は、優生保護法の過ちを認め、責任を取り、優生思想のない社会を実現しなくてはならないのです。ところが、敗訴判決が続いています。「憲法違反の人権侵害だが、20年の除斥期間を過ぎたから国の責任はない」などは二重の差別でしょう。

　私たちはあきらめません。障害者権利条約は、侵してはならない人権と同時に、国が積極的に実現しなければならない人権プログラムの双方を含んでいます。人権はその国の成熟度を表すバロメーターです。すべての人のいのち輝くインクルーシブな社会を実現しましょう。

　　2021年7月17日

日本障害者協議会（JD）サマーセミナー 参加者一同